

在宅障がい者世帯に係る保育料等の軽減について

保育料等は、児童と生計を同じくする保護者（父母）の市町村民税の課税状況、児童の保育年齢、保育必要量等の区分により算定します。

本人または同居する家族が在宅障がい者の世帯は、保育料等が軽減になる場合があります。軽減を受けるためには、ご自分での手続きが必要です。

対象世帯（在宅障がい者世帯）

児童本人または同居する家族が、次のいずれかに該当する場合

- ・身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている。
- ・特別児童扶養手当の支給対象児童である。
- ・国民年金の障がい基礎年金の受給者である。

該当する場合の保育料等の軽減

クラス年齢	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス
軽減内容	保育料：減額または無料	副食費：免除
留意事項	年度の途中で在宅障がい者世帯になった場合、対象となった月の翌月から適用します。 手続きを翌年度にした場合、翌年度当初からの適用となります。	

在宅障がい者世帯の保育料については、「出雲市保育所・認定こども園(保育所利用)・小規模保育事業施設保育料表」をご覧ください。

軽減を受けるための手続き

出雲市役所保育幼稚園課または各行政センター（市民サービス課）で、認定変更手続きをしてください。

申告する在宅障がい者の障がい者手帳等の写し、受給の分かるものを添付してください。

※手続きをされても、市階層区分によっては保育料等に影響しない場合もあります。
※手続きは毎年度必要です。（翌年度継続入所手続き時に、申告する在宅障がい者の障がい者手帳等の写し、受給の分かるものをご提出ください。）

お問い合わせ：出雲市保育幼稚園課入園係 電話：0853—21—6964